

地域における死因究明等に関する拠点（仮）の在り方

- 死因究明等推進計画（令和 6 年 7 月 5 日閣議決定）において、①公衆衛生の観点から必要な死因究明や、②死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備について規定している。

① 公衆衛生の観点から必要な死因究明

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。
【施策番号25】

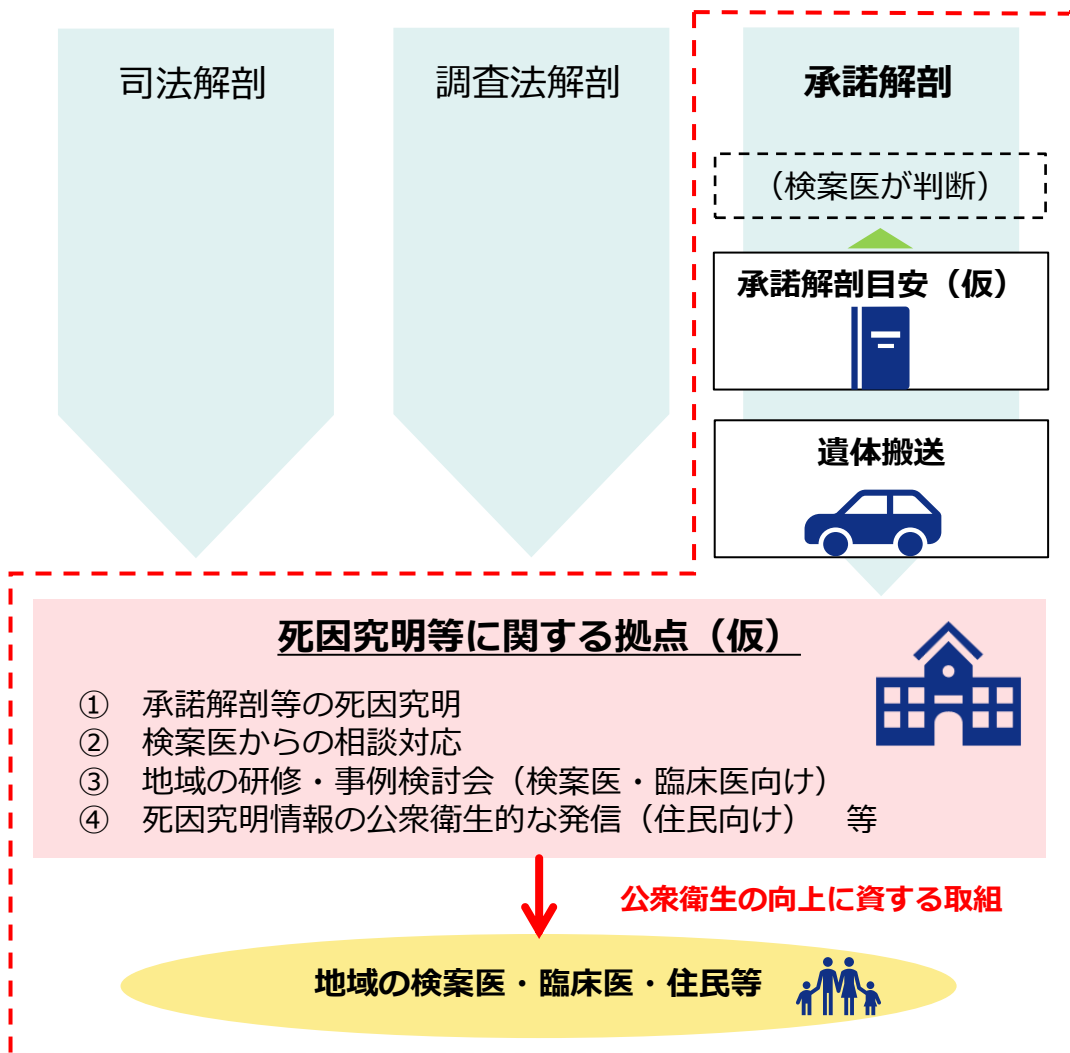
② 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。 公衆衛生の向上、増進等に活用される体制整備の推進を図る方策として、例えば、各地方公共団体に対し、死因究明を行う専門的な機関である死因究明センターを設置し、検案及び解剖体制、薬毒物検査及び死亡時画像診断等の検査体制、それら事務を管理する体制づくりの方策を示すことや、地域医療対策協議会における地域枠医師等の活用の検討等の人材確保方策のほか、限りある財源の中で、いかにして体制を整備していくか、具体例を掲示するなどして地方公共団体における検討を支援すること等が考えられる。【施策番号22】

地域における死因究明等に関する拠点（仮）の在り方

【課題】

- ① 法医や解剖補助人材が少なく、人材確保や解剖等の負担軽減が必要。
- ② 公衆衛生の観点から行われる解剖（承諾解剖）等や、その結果の分析・利活用などは、ほとんど行われていない状況。



ポイント①

公衆衛生の観点から必要な解剖等を明確化

ポイント②

承諾解剖目安（仮）を、検案医が承諾解剖等を行うか否かの判断のメルクマールとして活用

ポイント③

法医学教室の人員体制を勘案し、必要に応じて「実務要員（法医・解剖補助者）等」を配置